平成２４年（フ）第９４２２号
東京都杉並区阿佐谷北４丁目25―18―111
債務者　加藤　順子
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４４３号
東京都江戸川区西小岩４丁目６―５―506
債務者　田中　　愛
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４５８号
東京都品川区八潮５丁目10―56―303
債務者　木村恵美子
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４６１号
東京都江東区北砂５丁目20―１―522
債務者　佐藤　美佳
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４６２号
東京都立川市高松町３丁目15―２―1105
債務者　鈴木　弘枝
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４７１号
東京都江戸川区平井５丁目31―３―401
債務者　山田　麻美
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４８９号
東京都目黒区目黒１丁目７―17―１Ａ
債務者　モヤノ　ソニア　フレンシオ
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４９３号
埼玉県さいたま市見沼区堀崎町1508
債務者　塙　美由紀
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５００号
東京都江東区新大橋２丁目２―６―６Ｃ
債務者　中澤　晶子
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５０１号
東京都練馬区上石神井１丁目25―１―503
債務者　荒畑　由規（旧姓桑田）
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５０２号
東京都練馬区春日町４丁目32―25―101
債務者　福島　雅博
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５０３号
千葉県船橋市海神町東１丁目1386―201
債務者　椿　　俊夫
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５０４号
東京都北区豊島５丁目５―６―822
債務者　勝見メリーカテリンオロこと　カツミ　メリー　カテリン　オロ
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５０５号
神奈川県横浜市旭区今宿２丁目17―８
債務者　大山　裕一
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５０６号
東京都世田谷区上祖師谷６丁目18―７―102
債務者　鴨田　季行
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部